



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次（\*については県例規集掲載事項）

### ○ 条例

	(取扱課室名)	ページ
*31 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	(建築住宅課)	4
*32 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例	( 〃 )	5
*33 和歌山県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	8
*34 和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	( 〃 )	12
*35 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例	( 〃 )	12
*36 和歌山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(長寿社会課)	15
*37 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(業務課)	16
*38 和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例	(労働政策課)	17
*39 和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例	(農業農村整備課)	17
*40 和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例を廃止する条例	(果樹園芸課)	18
*41 和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例	(道路保全課)	18
*42 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(業務課)	19

### 公布された条例のあらまし

#### ◇ 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

特定公共賃貸住宅に係る共益費を知事が徴収することができるようにするとともに、所要の改正等を行うこととしました。（第2条及び第20条～第33条関係）

##### 2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。ただし、第2条第2号の改正規定、第29条の見出しの改正規定及び第30条の改正規定（同条を第31条とする部分を除く。）は、公布の日から施行します。

#### ◇ 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

県営住宅に係る共益費を知事が徴収することができるようにするとともに、所要の改正等を行うこととしました。（第6条、第9条、第13条、第14条、第19条～第20条の2、第36条、第37条、第47条、第48条、第55条及び第57条関係）

##### 2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。ただし、第6条に1項を加える改正規定、第9条第2項第1号、第13条第1項、第14条第1項、第20条第1項第1号、第36条、第37条及び第47条の改正規定、第48条に1項を加える改正規定、第55条の見出しの改正規定、同条第3項を削る改正規定、同条第4項の改正規定及び同項を同条第3項とする改正規定並びに第57条第2項第17号の改正規定は、公布の日から施行します。

## ◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正等を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

## (1) 県民税

ア 個人の県民税の株式等譲渡所得割の特別徴収について、納税義務者が投資一任契約に基づき金融商品取扱業者等に支払うべき特定費用の金額がある場合、特別徴収義務者は当該金額の一定割合に相当する株式等譲渡所得割を納税義務者に還付しなければならないこととしました。

（第36条の19関係）

イ 個人の県民税の所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとしました。（附則第6項関係）

## (2) 事業税

ア 電気供給業のうち、特定卸供給事業に係る法人の事業税について、資本金1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとしました。（第37条関係）

イ 電気供給業のうち、特定卸供給事業に係る法人の事業税の税率を次のとおりとすることとしました。（第39条関係）

## (ア) 資本金1億円超の普通法人

a 収入割 100分の0.75

b 付加価値割 100分の0.37

c 資本割 100分の0.15

## (イ) 資本金1億円以下の普通法人等

a 収入割 100分の0.75

b 所得割 100分の1.85

## (3) ゴルフ場利用税

ゴルフ場の経営を譲り渡した場合における、譲受人の特別徴収義務者としての登録の申請書への、譲渡人の連署を要しないこととしました。（第42条の44関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 1の(1)アの規定及び第42条の45の2の改正規定 令和4年1月1日

(2) 1の(2)の規定及び第37条の3の改正規定 令和4年4月1日

(3) 1の(1)イの規定 令和6年1月1日

## ◇ 和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、県税の特別措置における対象施設の設置の期限を令和5年3月31日までとしました。（第2条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行します。

## ◇ 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例

## 1 条例概要

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域における事業税、不動産取得税及び県固定資産税の課税の特別措置を定めました。

## 2 施行期日

公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用します。

## ◇ 和歌山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、令和3年度から令和8年度までの間における基金事業貸付金の償還期限の特例を設けることとしました。（附則第7項～第10項関係）

## 2 施行期日

令和3年8月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。（第2条関係）

## 2 施行期日

令和3年8月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

中会議室の利用料金の額の上限を定めることとしました。（別表関係）

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

国営南紀用水利土地改良事業（国営施設応急対策）の負担金の徴収をしないこととするともに、規定の整備を行いました。（第2条及び第4条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行します。

## ◇ 和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例を廃止する条例

## 1 条例概要

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例を廃止しました。

## 2 施行期日

公布の日から施行します。

## ◇ 和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

道路構造令の一部改正に伴い、歩行者利便増進道路の構造の一般的技術的基準を定めるほか、所要の改正を行いました。（第4条、第34条、第47条、第48条及び別表関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行します。

## ◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正等に伴い、地域連携薬局の認定の申請に対する審査に係る手数料の額等を定めるほか、所要の改正等を行うこととしました。（別表第3第4項関係）

2 施行期日

第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年8月1日から施行します。

条 例

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第31号

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成7年和歌山県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 共同施設 児童遊園、集会所、<u>管理事務所及び駐車場</u>をいう。 (3) 略</p> <p>第19条 略</p>	<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 共同施設 児童遊園、集会所<u>及び管理事務所</u>をいう。 (3) 略</p> <p>第19条 略</p>
<p>(共益費の徴収) 第20条 <u>特定公共賃貸住宅の入居者団体（特定公共賃貸住宅の入居者が組織する団体をいう。以下この項において同じ。）は、知事が別に定めるところにより、知事に前条第2号及び第3号に掲げる費用のうち規則で定めるもの（以下この条において「共益費」という。）の徴収の申請をすることができる。ただし、特定公共賃貸住宅の入居者団体が不在の場合においては、特定公共賃貸住宅の入居者であって、知事が別に定める要件を満たすものは、当該申請をすることができる。</u> 2 <u>知事は、前項の申請があった場合において、知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、共益費の徴収を決定するとともに、当該申請を行った者にその旨の通知（以下この条において「徴収の決定の通知」という。）をするものとする。</u> 3 <u>知事は、徴収の決定の通知をしたときは、当該徴収の決定の通知に係る共益費を当該徴収の決定の通知を受けた特定公共賃貸住宅の入居者から徴収するものとする。</u> 4 <u>前項の規定により知事が徴収する共益費の額は、1月につき、知事が別に定めるところにより算定した共益費に相当する額を、徴収の決定の通知を受けた特定公共賃貸住宅の入居者の数に12を乗じて得た数で除して得た額とする。</u> 5 <u>知事は、第3項の規定により共益費を徴収するに当たり必要となる費用を、徴収の決定の通知を受けた特定公共賃貸住宅の入居者から徴収するものとする。</u> 6 <u>第13条の規定は、第3項の規定により知事が</u></p>	

共益費を徴収する場合に準用する。この場合において、第13条中「家賃」とあるのは「共益費」と、同条第1項中「第11条第4項の入居可能日」とあるのは「知事が別に定める日」と、読み替えるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、第3項の規定により知事が徴収する共益費に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第21条～第29条 略

(住宅の明渡し請求)  
第30条 略

(駐車場の管理)  
第31条 特定公共賃貸住宅の駐車場の管理については、和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）第6章の規定による県営住宅の駐車場の管理の例による。

第32条・第33条 略

第20条～第28条 略

(住宅の明渡し請求)  
第29条 略

(住宅管理人)  
第30条 知事は、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。

第31条・第32条 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定、第29条の見出しの改正規定及び第30条の改正規定（同条を第31条とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 第20条第3項の規定による共益費の徴収に必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第32号

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者資格) 第6条 略</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、知事は、規則で定める県営住宅について、特に必要があると認めるときは、当該県営住宅に入居しようとする者の資格を別に定めることができる。</u></p> <p>(入居予定者の決定) 第9条 略</p> <p>2 知事は、前条の申込みをした者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で知事が定める要件を備えているものについては、前項の規定にかかわらず、知事が別に定める方法により選考して、県営住宅の入居予定者として決定することができる。</p> <p>(1) 20歳未満の子を扶養しているひとり親</p>	<p>(入居者資格) 第6条 略</p> <p>(入居予定者の決定) 第9条 略</p> <p>2 知事は、前条の申込みをした者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で知事が定める要件を備えているものについては、前項の規定にかかわらず、知事が別に定める方法により選考して、県営住宅の入居予定者として決定することができる。</p> <p>(1) 20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫</p>

(2)～(9) 略

(同居の承認)

第13条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「施行規則」という。）第11条で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2・3 略

(入居の承継)

第14条 県営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該県営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、施行規則第12条で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2～6 略

(敷金)

第19条 略

2 略

3 第1項に規定する敷金は、県営住宅の入居者が当該県営住宅を明け渡すときに、これを還付する。ただし、未納の家賃、次条第1項第3号及び第4号に掲げる費用のうち規則で定めるもの（第20条の2において「共益費」という。）（第20条の2第3項の規定により知事が徴収するものに限る。）又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。

4 略

(入居者の費用負担義務)

第20条 次に掲げる費用は、県営住宅の入居者の負担とする。ただし、災害その他やむを得ない事情により知事が必要と認めるときは、第1号の修繕に要する費用の一部を県が負担することができる。

(1) 県営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の施行規則第10条で定める附帯施設の修繕を除き、その修繕に要する費用

(2)～(4) 略

2 略

(共益費の徴収)

第20条の2 県営住宅の入居者団体（県営住宅の入居者等（第10条第2項に規定する入居決定者、第40条の2に規定する許可社会福祉法人等及び第43条の規定により県営住宅を使用することができる者であって、現に県営住宅に入居している者又は当該県営住宅を使用している者をいう。以下この条において同じ。）が組織する団体をいう。以下この項において同じ。）は、知事が別に定めるところにより、知事に共益費の徴収の申請をすることができる。ただし、県営住宅の入居者団体がない場合においては、県営住宅に入居している者又は当該県営住宅を使用している者であって、知事が別に定める要件を満たすものは、当該申請をすることができる。

2 知事は、前項の申請があった場合において、知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、共益費の徴収を決定するとともに、当該申請を行った者にその旨の通知（以下この条において「徴収の決定の通知」という。）をするものとする。

3 知事は、徴収の決定の通知をしたときは、当該徴収の決定の通知に係る共益費を当該徴収の決定の通知を受けた県営住宅の入居者等から徴

(2)～(9) 略

(同居の承認)

第13条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「施行規則」という。）第10条で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2・3 略

(入居の承継)

第14条 県営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該県営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、施行規則第11条で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2～6 略

(敷金)

第19条 略

2 略

3 第1項に規定する敷金は、県営住宅の入居者が当該県営住宅を明け渡すときに、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。

4 略

(入居者の費用負担義務)

第20条 次に掲げる費用は、県営住宅の入居者の負担とする。ただし、災害その他やむを得ない事情により知事が必要と認めるときは、第1号の修繕に要する費用の一部を県が負担することができる。

(1) 県営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の施行規則第9条で定める附帯施設の修繕を除き、その修繕に要する費用

(2)～(4) 略

2 略

- 収するものとする。
- 4 前項の規定により知事が徴収する共益費の額は、1月につき、知事が別に定めるところにより算定した共益費に相当する額を、徴収の決定の通知を受けた県営住宅の入居者等の数に12を乗じて得た数で除して得た額とする。
- 5 知事は、第3項の規定により共益費を徴収するに当たり必要となる費用を、徴収の決定の通知を受けた県営住宅の入居者等から徴収するものとする。
- 6 第17条の規定は、第3項の規定により知事が共益費を徴収する場合に準用する。この場合において、第17条中「県営住宅の入居者」とあるのは「県営住宅の入居者等」と、「第12条第5項の入居可能日」とあるのは「知事が別に定める日」と、「家賃」とあるのは「共益費」と読み替えるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、第3項の規定により知事が徴収する共益費に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(県営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第36条 知事は、前条の申出により県営住宅の入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第29条又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例)

第37条 知事は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第29条又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(準用)

第47条 第43条の規定による県営住宅の使用については、前3条に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第14条まで、第17条から第26条まで、第33条から第39条まで及び第56条の規定を準用する。この場合において、第8条中「前2条」とあるのは「第45条」と、第11条第1項中「第9条」とあるのは「第47条において準用する第9条」と、第12条第1項第2号中「第19条」と、第13条第2項第1号中「収入が第6条第2号に規定する金額」とあるのは「所得が第45条各号に規定する規則で定める基準」と、第14条第2項第2号中「第19条」とあるのは「第47条において準用する第19条」と、第17条第1項中「第12条第5項」とあるのは「第47条において準用する第12条第5項」と、「第30条第1項又は第34条第1項」とあるのは「第47条において準用する第34条第1項」と、第30条第1項中「第38条」とあるのは「第47条において準用する第38条」と、第33条第1項中「第15条第1項若しくは第29条の規定による家賃の決定、第18条（第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若し

(県営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第36条 知事は、前条の申出により県営住宅の入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第29条又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例)

第37条 知事は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第29条又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(準用)

第47条 第43条の規定による県営住宅の使用については、前3条に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第14条まで、第17条から第26条まで、第33条から第39条まで及び第56条の規定を準用する。この場合において、第8条中「前2条」とあるのは「第45条」と、第9条第2項中「第4条」とあるのは「第47条において準用する第4条」と、第11条第1項中「第9条」とあるのは「第47条において準用する第9条」と、第12条第1項第2号及び第14条第2項第2号中「第19条」とあるのは「第47条において準用する第19条」と、第17条第1項中「第12条第5項」とあるのは「第47条において準用する第12条第5項」と、「第30条第1項又は第34条第1項」とあるのは「第47条において準用する第34条第1項」と、「第39条第1項」とあるのは「第47条において準用する第39条第1項」と、同条第4項中「第38条」とあるのは「第47条において準用する第38条」と、第33条第1項中「第15条第1項若しくは第29条の規定による家賃の決定、第18条（第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡し請求」とあるのは「第46条第1項の規定による家賃の決定

くは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求」とあるのは「第46条第1項の規定による家賃の決定、第47条において準用する第18条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第47条において準用する第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予」と、第36条及び第37条中「第15条第1項、第29条又は第31条第1項」とあるのは「第46条第1項」と、第38条第2項中「第26条」とあるのは「第47条において準用する第26条」と、第39条第1項第5号中「第13条及び第21条から第26条まで」とあるのは「第47条において準用する第13条及び第21条から第26条まで」と読み替えるものとする。

（使用者資格）

第48条 略

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、駐車場を利用しようとする者の資格を別に定めることができる。

（公営住宅監理員）

第55条 略

2 略

3 前2項に規定するもののほか、公営住宅監理員に関し必要な事項は、規則で定める。

（管理の代行）

第57条 略

2 知事は、前項の規定により県営住宅又は共同施設の管理を行わせる場合においては、次に掲げる権限を市町村又は和歌山県住宅供給公社に行わせることができる。

(1)～(16) 略

(17) 第55条第2項の規定により公営住宅監理員を任命すること。

3 略

、第47条において準用する第18条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第47条において準用する第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予」と、第36条及び第37条中「第15条第1項、第29条又は第31条第1項」とあるのは「第46条第1項」と、第38条第2項中「第26条」とあるのは「第47条において準用する第26条」と、第39条第1項第5号中「第13条及び第21条から第26条まで」とあるのは「第47条において準用する第13条及び第21条から第26条まで」と読み替えるものとする。

（使用者資格）

第48条 略

（公営住宅監理員及び県営住宅管理人）

第55条 略

2 略

3 知事は、公営住宅監理員の職務を補助させるため、県営住宅管理人を置くことができる。

4 前3項に規定するもののほか、公営住宅監理員及び県営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

（管理の代行）

第57条 略

2 知事は、前項の規定により県営住宅又は共同施設の管理を行わせる場合においては、次に掲げる権限を市町村又は和歌山県住宅供給公社に行わせることができる。

(1)～(16) 略

(17) 第55条第2項の規定により公営住宅監理員を任命し、又は同条第3項の規定により県営住宅管理人を置くこと。

3 略

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条に1項を加える改正規定、第9条第2項第1号、第13条第1項、第14条第1項、第20条第1項第1号、第36条、第37条及び第47条の改正規定、第48条に1項を加える改正規定、第55条の見出しの改正規定、同条第3項を削る改正規定、同条第4項の改正規定及び同項を同条第3項とする改正規定並びに第57条第2項第17号の改正規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第20条の2第3項の規定による共益費の徴収に必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸



和歌山県条例第33号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(株式等譲渡所得割の特別徴収の手続)</p> <p>第36条の19 略</p> <p>2 略</p> <p>3 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額又は同項に規定する特定費用の金額（<u>当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第2項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額</u>）に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。</p> <p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）<u>、同項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。）及び同項第15号の3に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）</u>次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)</p> <p>第37条の3 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項及び第2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">第41条第1項</td> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同号イに掲げる法人の所得割</td> <td>同号イに掲げる法人（同号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）の所得割</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(法人の事業税の税率等)</p>	略			第41条第1項	略	略		同号イに掲げる法人の所得割	同号イに掲げる法人（同号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）の所得割		略	略	<p>(株式等譲渡所得割の特別徴収の手続)</p> <p>第36条の19 略</p> <p>2 略</p> <p>3 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。</p> <p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）<u>及び同項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。）</u>次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)</p> <p>第37条の3 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項及び第2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">第41条第1項</td> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同号イに掲げる法人</td> <td>同号イに掲げる法人（同号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(法人の事業税の税率等)</p>	略			第41条第1項	略	略		同号イに掲げる法人	同号イに掲げる法人（同号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）		略	略
略																									
第41条第1項	略	略																							
	同号イに掲げる法人の所得割	同号イに掲げる法人（同号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）の所得割																							
	略	略																							
略																									
第41条第1項	略	略																							
	同号イに掲げる法人	同号イに掲げる法人（同号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）																							
	略	略																							

## 第39条 略

- 2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。
- 3 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
- (1)・(2) 略
- 4 略

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者としての登録)

## 第42条の44 略

## 2・3 略

## 4 略

(ゴルフ場利用税徴収原簿の電磁的記録による保存等)

第42条の45の2 前条第1項の帳簿については、法第7章に規定する電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の例により、当該帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。次項において同じ。）による保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

## 2 略

(種別割の課税免除)

第73条の4 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第3号から第7号までの自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

## (1)～(3) 略

(4) 次に掲げる施設において、直接その本来の事業の用に供する送迎用の自動車

ア～エ 略

オ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設（開設者が社会福祉法第2条第3項第10号に掲げる事業を行うものに限る。）

カ・キ 略

## (5) 略

(6) 母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する母子健康包括支援センターにおいて、直接その本来の事業の用に供する自動車

## (7) 略

附 則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

6 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年（附則第14項の2の29を除き、以下「前年」という。）の所得について第21条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円

## 第39条 略

- 2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。
- 3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
- (1)・(2) 略
- 4 略

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者としての登録)

## 第42条の44 略

## 2・3 略

4 ゴルフ場の経営を譲り渡した場合においては、当該譲渡人は、譲受人において提出すべき第2項の登録申請書に連署しなければならない。

## 5 略

(ゴルフ場利用税徴収原簿の電磁的記録による保存等)

第42条の45の2 前条第1項の帳簿については、法第7章に規定する電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の例により、当該帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。次項において同じ。）による保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

## 2 略

(種別割の課税免除)

第73条の4 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第3号から第7号までの自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

## (1)～(3) 略

(4) 次に掲げる施設において、直接その本来の事業の用に供する送迎用の自動車

ア～エ 略

オ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設（開設者が社会福祉法人であるものに限る。）

カ・キ 略

## (5) 略

(6) 母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する母子健康センターにおいて、直接その本来の事業の用に供する自動車

## (7) 略

附 則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

6 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年（附則第14項の2の29を除き、以下「前年」という。）の所得について第21条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である

を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第18条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割（第26条の2の規定により課する所得割を除く。）を課さない。

6の2 略

（軽油引取税の課税免除の特例）

19 略

（軽油引取税の税率の特例）

20 略

者に対しては、第18条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割（第26条の2の規定により課する所得割を除く。）を課さない。

6の2 略

（軽油引取税の課税免除の特例）

19 略

20 略

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の19及び第42条の45の2の改正規定並びに次項の規定 令和4年1月1日

(2) 第37条、第37条の3及び第39条の改正規定並びに附則第4項から第6項までの規定 令和4年4月1日

(3) 附則第6項の改正規定及び附則第3項の規定 令和6年1月1日

（県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の和歌山県税条例第36条の19第3項の規定は、令和4年1月1日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号。以下この項において「令和3年所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた令和3年所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

3 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

4 次項及び附則第6項に定めるものを除き、附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例（次項において「4年新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項から附則第6項までにおいて「2号施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、2号施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 別段の定めがあるものを除き、4年新条例第37条の3第5項の規定は、2号施行日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この項において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項において「4年旧法人税法」という。）第2条第

12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が2号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

- 6 別段の定めがあるものを除き、2号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が2号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、附則第1項第2号に掲げる規定による改正前の和歌山県税条例第37条の3第5項の規定は、なおその効力を有する。

和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**和歌山県条例第34号**

和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例（平成20年和歌山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（不動産取得税の特別措置） 第2条 促進区域内において、当該促進区域に係る法第4条第6項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和5年3月31日までに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。</p>	<p>（不動産取得税の特別措置） 第2条 促進区域内において、当該促進区域に係る法第4条第6項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例をここに公布する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**和歌山県条例第35号**

和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例

（過疎地域における県税の特別措置）

第1条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）

第2条第1項に規定する過疎地域の区域（令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。以下同じ。）又は法附則第5条に規定する特定市町村の区域（法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下同じ。）のうち法第8条第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（同条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者又は畜産業若しくは水産業を行う個人については、この条例の定めるところにより、当該事業に対する事業税、当該事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該事業に係る機械及び装置に対して県が課する固定資産税（以下「県固定資産税」という。）は、課さないものとする。

（事業税の特別措置）

第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等をした者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対しては、事業税を課さない。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合

計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、公示日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対しては、事業税を課さない。

- 3 第1項の規定は、個人にあつては当該設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年における事業に対する事業税に、法人にあつては当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日以後3年の間に終了する各事業年度における事業に対する事業税について適用し、前項の規定は、同項の規定を適用した最初の年以後5年の間の各年分に係る事業税について適用するものとする。

第3条 前条第1項の当該設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。

- (1) その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額×当該取得等をした設備に係る固定資産の価額／当該設備の取得等をした者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち製造業用、情報サービス業等用、農林水産物等販売業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額）

- (2) 前号以外の場合

県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額×当該取得等をした設備に係る従業者の数／当該設備の取得等をした者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数

- 2 鉄道事業又は軌道事業（以下「鉄軌道事業」という。）とこれらの事業以外の事業を併せて行う法人については、当該鉄軌道事業以外の事業に係る部分について前項の規定を適用する。

- 3 第1項第1号の固定資産の価額及び同項第2号の従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

（不動産取得税の特別措置）

第4条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。

（県固定資産税の特別措置）

第5条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である償却資産に対して課する県固定資産税については、新たに課することとなった年度以降3箇年度分に限り、これを課さない。

（申請手続）

第6条 この条例の適用を受けようとする者は、事業税、不動産取得税又は県固定資産税に関する申告期限（土地の取得に係る不動産取得税については、当該土地を敷地とする家屋の取得に係る不動産取得税

の申告期限)までに、規則で定めるところにより申請書を知事に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(申請書の提出期限の特例)

2 第6条に規定する申請書の提出期限が市町村計画が定められた日から起算して1月を経過する日までの間に到来する場合にあっては、同条の規定にかかわらず、同日を提出期限とする。

(旧和歌山県過疎地域における特別措置に関する条例の失効に伴う特別措置)

3 旧和歌山県過疎地域における特別措置に関する条例（平成12年和歌山県条例第68号。以下「旧条例」という。）第2条第1項に規定する特別償却設備を令和3年3月31日以前に新設し、又は増設した者について、同年4月1日以後旧条例の規定がなおその効力を有するものとしたならば当該特別償却設備を新設し、又は増設した者に対して課する事業税について同項の規定を適用することができる場合にあっては、同条第5項の規定により同条第1項の規定を適用することができる期間に限り、当該特別償却設備を新設し、又は増設した者に対して課する事業税を第2条第1項に規定する事業税とみなす。

4 旧条例第3条に規定する家屋を令和3年3月31日以前に新設し、又は増設した者について、同年4月1日以後旧条例の規定がなおその効力を有するものとしたならば当該家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税について同条の規定を適用することができる場合にあっては、当該家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税を第4条に規定する不動産取得税とみなす。

5 旧条例第4条に規定する償却資産を令和3年3月31日以前に新設し、又は増設した者について、同年4月1日以後旧条例の規定がなおその効力を有するものとしたならば当該償却資産に対して課する県固定資産税について同条の規定を適用することができる場合にあっては、同条の規定を適用することができる期間に限り、当該償却資産に対して課する県固定資産税を第5条に規定する県固定資産税とみなす。

6 前3項の規定の適用を受ける場合であって、第6条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までの間に到来するときは、同条及び附則第2項の規定にかかわらず、同日を提出期限とする。

和歌山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**和歌山県条例第36号**

和歌山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

和歌山県介護保険財政安定化基金条例（平成12年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>附 則 6 略</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの基金事業貸付金の償還期限の特例)</p> <p>7 政令附則第2条の2第1項の規定により償還期限の延長を行った場合における第11条第1項の規定の適用については、同項中「3」とあるのは「6」と、「次の計画期間」とあるのは「次の計画期間及び令和9年度を初年度とする計画期間」とする。この場合において、貸付金の償還に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>8 政令附則第2条の2第2項の規定により償還期限の延長を行った場合における第11条第1項の規定の適用については、同項中「3」とあるのは「9」と、「次の計画期間」とあるのは「次の計画期間から令和12年度を初年度とする計画期間まで」とする。この場合において、貸付金の償還に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>(令和6年度から令和8年度までの基金事業貸付金の償還期限の特例)</p> <p>9 政令附則第2条の3第1項の規定により償還期限の延長を行った場合における第11条第1項の規定の適用については、同項中「3」とあるのは「6」と、「次の計画期間」とあるのは「次の計画期間及び令和12年度を初年度とする計画期間」とする。この場合において、貸付金の償還に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>10 政令附則第2条の3第2項の規定により償還期限の延長を行った場合における第11条第1項の規定の適用については、同項中「3」とあるのは「9」と、「次の計画期間」とあるのは「次の計画期間から令和15年度を初年度とする計画期間まで」とする。この場合において、貸付金の償還に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	<p>附 則 6 略</p>
--	--------------------

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第37号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">事務</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">市町村</td> </tr> </table>	事務	市町村	<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">事務</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">市町村</td> </tr> </table>	事務	市町村
事務	市町村				
事務	市町村				



<p>略</p> <p>68 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの                  (1)～(3) 略                  (4) 法第69条第3項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問（<u>地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局に係るものを除く。</u>）                  (5) 略</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>68 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの                  (1)～(3) 略                  (4) 法第69条第3項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問</p> <p>(5) 略</p> <p>略</p>
---	---

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第38号

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例（昭和59年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中

展 示 室	労働関係者	2,930円	3,910円	3,410円	6,050円	6,560円	8,140円
	一 般	3,700円	4,910円	4,290円	7,590円	8,250円	10,120円

を

展 示 室	労働関係者	2,930円	3,910円	3,410円	6,050円	6,560円	8,140円
	一 般	3,700円	4,910円	4,290円	7,590円	8,250円	10,120円
中 会 議 室	労働関係者	3,060円	4,070円	3,540円	6,420円	6,860円	8,540円
	一 般	3,820円	5,090円	4,430円	8,020円	8,570円	10,670円

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第39号

和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例（平成4年和歌山県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（負担金の徴収）</p> <p>第2条 県は、法第90条第1項の規定に基づき、次に掲げる国営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、当該国営土地改良事業によって利益を受ける者で、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの（以下「3条資格者」という。）からその負担金の一部を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>（負担金の徴収方法）</p> <p>第4条 前条第2項及び第3項の負担金は、次に掲げる方法により支払わせるものとする。ただし、当該徴収を受ける者の申出があるときは、その全部又は一部につき、一時支払の方法により支払わせることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条第1項第2号及び第3号に掲げる事業に係るものにあつては、支払期間（据置期間を含む。）を17年、据置期間を2年、利率を土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第53条第2項の農林水産大臣が定める率を勘案して知事が定める率とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）</p> <p>2 略</p>	<p>（負担金の徴収）</p> <p>第2条 県は、法第90条第1項の規定に基づき、次に掲げる国営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、当該国営土地改良事業によって利益を受ける者で、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの（以下「3条資格者」という。）からその負担金の一部を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 国営南紀用土地改良事業（国営施設応急対策）</u></p> <p>2～4 略</p> <p>（負担金の徴収方法）</p> <p>第4条 前条第2項及び第3項の負担金は、次に掲げる方法により支払わせるものとする。ただし、当該徴収を受ける者の申出があるときは、その全部又は一部につき、一時支払の方法により支払わせることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条第1項第2号から第4号までに掲げる事業に係るものにあつては、支払期間（据置期間を含む。）を17年、据置期間を2年、利率を土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第53条第2項の農林水産大臣が定める率を勘案して知事が定める率とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第40号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例を廃止する条例

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成25年和歌山県条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第41号

和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成25年和歌山県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(道路の構造の技術的基準) 第4条 第1条の県が管理する県道を新設し、又は改築する場合における当該県道の構造の技術的基準は、次条から第47条までに定めるところによる。</p> <p>(交通安全施設) 第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で道路構造令施行規則第3条に定めるものを設けるものとする。</p> <p>第46条 略</p> <p>(歩行者利便増進道路) 第47条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</p> <p>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</p> <p>3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。</p> <p>第48条 略</p> <p>別表（第48条関係） 略</p>	<p>(道路の構造の技術的基準) 第4条 第1条の県が管理する県道を新設し、又は改築する場合における当該県道の構造の技術的基準は、次条から第46条までに定めるところによる。</p> <p>(交通安全施設) 第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で道路構造令施行規則第3条に定めるものを設けるものとする。</p> <p>第46条 略</p> <p>第47条 略</p> <p>別表（第47条関係） 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第42号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第1条 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料（第2条関係）                      1～3 略                      4 保健・医療関係事務                      (1) 略                      (2) 許可関係事務                      ア・イ 略                      ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（ウ及びエにおいて「法」という。）の施行に関する事務（医薬品、医療機器又は再生医療等製品の販売等関係）                      (ア)・(イ) 略                      (ウ) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号。ウ及びエにおいて「改正法」という。）附則第12条第7項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査 1件につき 11,000円</u>                      (エ) <u>改正法附則第12条第7項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査 1件につき 11,000円</u>                      (ウ)～(シ) 略                      エ 法の施行に関する事務（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに係るものを除く。）関係）                      (ア)～(キ) 略                      (ウ) <u>改正法附則第12条第9項の規定に基づく医薬品等の保管のみを行う製造所に係る、次に掲げる登録の申請に対する審査</u>                      a <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和3年厚生労働省令第15号）第1条の規定による改正後の規則（(ウ)及び(エ)において「第1条改正新規則」という。）第25条第1項第5号に規定する区分（その製造工程のうち保管のみを行うものに限る。）に係る製造所の登録 1件につき 38,000円</u>                      b <u>第1条改正新規則第25条第2項第3号又は第3項第2号に規定する区分（その製造工程のうち保管のみを行うものに限る。）に係る製造所の登録 1件につき 26,800円</u>                      (ウ)～(ス) 略                      (セ) <u>法第14条第7項（同条第13項において準用する場合を含む。）又は第80条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品に対する調査（承認の取得前又は製造の開始前の調査に限る。）</u>                      a～g 略                      (ソ) <u>法第14条第7項又は第80条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品に</u></p>	<p>別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料（第2条関係）                      1～3 略                      4 保健・医療関係事務                      (1) 略                      (2) 許可関係事務                      ア・イ 略                      ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（ウ及びエにおいて「法」という。）の施行に関する事務（医薬品、医療機器又は再生医療等製品の販売等関係）                      (ア)・(イ) 略                      (ウ)～(コ) 略                      エ 法の施行に関する事務（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに係るものを除く。）関係）                      (ア)～(キ) 略                      (ウ)～(シ) 略                      (ス) <u>法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）又は第80条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品に対する調査（承認の取得前又は製造の開始前の調査に限る。）</u>                      a～g 略                      (セ) <u>法第14条第6項又は第80条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品に</u></p>

対する調査（承認の取得後又は製造の開始後の調査に限る。）

a～g 略

- (g) 法第14条第13項の規定に基づく医薬品及び医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査

a～d 略

- (f) 改正法附則第12条第11項の規定に基づく、医薬品の製造管理又は品質管理の方法が、改正法第2条の規定による改正後の法（(f)及び(f)において「第2条改正新法」という。）第14条第2項第4号に規定する厚生労働省令で定める基準（(f)から(f)までにおいて「省令基準」という。）に適合しているかどうかについての、次に掲げる同条第8項の製造工程区分（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号。（f)及び(f)において「区分省令」という。）において規定された医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分をいう。（f)及び(f)において単に「製造工程区分」という。）ごとの確認の申請に対する第2条改正新法第14条の2第2項の規定による調査（(f)及び(f)において「医薬品等区分適合性調査」という。）

a 区分省令第2条第3号イからハまでに掲げる区分に係る確認 1件につき 189,700円に、4,100円に医薬品等区分適合性調査に係る医薬品の品目数を乗じた額及び8,000円に医薬品等区分適合性調査に係る製造販売業者の数を乗じた額を加算して得た額

b 区分省令第2条第4号イからハまでに掲げる区分に係る確認 1件につき 131,800円に、2,500円に医薬品等区分適合性調査に係る医薬品の品目数を乗じた額及び8,000円に医薬品等区分適合性調査に係る製造販売業者の数を乗じた額を加算して得た額

c 区分省令第2条第5号又は第6号に掲げる区分に係る確認 1件につき 70,300円に、630円に医薬品等区分適合性調査に係る医薬品の品目数を乗じた額及び8,000円に医薬品等区分適合性調査に係る製造販売業者の数を乗じた額を加算して得た額

- (g) 改正法附則第12条第11項の規定に基づく、医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法が、省令基準に適合しているかどうかについての、次に掲げる製造工程区分ごとの確認の申請に対する医薬品等区分適合性調査

a 区分省令第2条第3号イからハまでに掲げる区分に係る確認 1件につき 104,300円に、2,000円に医薬品等区分適合性調査に係る医薬部外品の品目数を乗じた額及び8,000円に医薬品等区分適合性調査に係る製造販売業者の数を乗じた額を加算して得た額

b 区分省令第2条第4号イからハまでに掲げる区分に係る確認 1件につき 72,800円に、1,000円に医薬品等区分適合性調査に係る医薬部外

対する調査（承認の取得後又は製造の開始後の調査に限る。）

a～g 略

- (g) 法第14条第9項の規定に基づく医薬品及び医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査

a～d 略

<p>品の品目数を乗じた額及び8,000円に医薬品等区分適合性調査に係る製造販売業者の数を乗じた額を加算して得た額</p> <p>c 区分省令第2条第5号又は第6号に掲げる区分に係る確認 1件につき 39,200円に、300円に医薬品等区分適合性調査に係る医薬部外品の品目数を乗じた額及び8,000円に医薬品等区分適合性調査に係る製造販売業者の数を乗じた額を加算して得た額</p> <p>(7) 改正法附則第12条第11項の規定に基づく、医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法が、省令基準に適合しているかどうかについての、次に掲げる区分ごとの確認の申請に対する第2条改正新法第14条の7の2第4項の規定による調査</p> <p>a 第1条改正新規則第25条第1項第3号に規定する区分に係る確認 1件につき 94,000円</p> <p>b 第1条改正新規則第25条第1項第4号に規定する区分に係る確認 1件につき 60,500円</p> <p>c 第1条改正新規則第25条第1項第5号に規定する区分に係る確認 1件につき 29,600円</p> <p>d 第1条改正新規則第25条第2項第1号に規定する区分に係る確認 1件につき 48,800円</p> <p>e 第1条改正新規則第25条第2項第2号に規定する区分に係る確認 1件につき 28,700円</p> <p>f 第1条改正新規則第25条第2項第3号に規定する区分に係る確認 1件につき 13,300円</p> <p>g aからfまでに掲げる区分以外の区分であって、医薬品及び医薬部外品の製造管理又は品質管理の一部が外部の試験検査機関又は設計管理機関等により構成されているものに係る確認 1件につき 13,000円</p> <p>(ト)～(ネ) 略</p> <p>オ 略</p> <p>5～20 略</p>	<p>(ケ)～(ト) 略</p> <p>オ 略</p> <p>5～20 略</p>
---	---

第2条 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料（第2条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 保健・医療関係事務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 許可関係事務</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（ウ及びエにおいて「法」という。）の施行に関する事務（医薬品、医療機器又は再生医療等製品の販売等関係）</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査 1件につき 11,000円</p>	<p>別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料（第2条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 保健・医療関係事務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 許可関係事務</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（ウ及びエにおいて「法」という。）の施行に関する事務（医薬品、医療機器又は再生医療等製品の販売等関係）</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号。ウ及びエにおいて「改正法」と</p>

- (エ) 法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査 1件につき 11,000円
- (オ) 法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査 1件につき 11,000円
- (カ) 法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査 1件につき 11,000円
- (キ)～(ク) 略
- (コ) 法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 11,000円
- (ケ) 略
- (ク) 法第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 11,000円
- (カ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。ウ及びエにおいて「政令」という。)第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、政令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局若しくは専門医療機関連携薬局の認定証又は政令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付 1件につき 2,000円
- (セ) 政令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、政令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局若しくは専門医療機関連携薬局の認定証又は政令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の再交付 1件につき 2,900円
- エ 法の施行に関する事務(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売等(専ら動物のために使用されることが目的とされているものに係るものを除く。)関係)
- (7)～(ウ) 略
- (エ) 法第12条第4項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査  
a～f 略
- (オ) 法第23条の2第4項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査  
a～d 略
- (カ) 法第23条の20第4項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 138,200円
- (キ) 法第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査  
a 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(エにおいて「規則」という。)第25条第1項第3号に規定する区分に係る製造業の許可(dに掲

いう。)附則第12条第7項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査 1件につき 11,000円

- (エ) 改正法附則第12条第7項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査 1件につき 11,000円

(オ)～(キ) 略

- (ク) 法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 11,000円

(ケ) 略

- (ク) 法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 11,000円

- (カ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。ウ及びエにおいて「政令」という。)第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証又は政令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付 1件につき 2,000円

- (セ) 政令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証又は政令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の再交付 1件につき 2,900円

エ 法の施行に関する事務(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売等(専ら動物のために使用されることが目的とされているものに係るものを除く。)関係)

(7)～(ウ) 略

- (エ) 法第12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査  
a～f 略

- (オ) 法第23条の2第2項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査  
a～d 略

- (カ) 法第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 138,200円

- (キ) 法第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査

a 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(エにおいて「規則」という。)第26条第1項第3号に規定する区分に係る製造業の許可(dに掲

- げるものを除く。) 1件につき  
90,300円
- b 規則第25条第1項第4号に規定する区分に係る製造業の許可(dに掲げるものを除く。) 1件につき  
85,400円
- c 規則第25条第1項第5号に規定する区分に係る製造業の許可(dに掲げるものを除く。) 1件につき  
47,600円
- d 略
- e 規則第25条第2項第1号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき  
85,400円
- f 規則第25条第2項第2号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき  
39,900円
- g 規則第25条第2項第3号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき  
33,600円
- h 規則第25条第3項第1号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき  
39,900円
- i 規則第25条第3項第2号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき  
33,600円
- (ク) 法第13条の2の2第1項の規定に基づく医薬品等の保管のみを行う製造所に係る、次に掲げる登録の申請に対する審査
- a 規則第25条第1項第5号に規定する区分(その製造工程のうち保管のみを行うものに限る。)に係る製造所の登録 1件につき 38,000円
- b 規則第25条第2項第3号又は第3項第2号に規定する区分(その製造工程のうち保管のみを行うものに限る。)に係る製造所の登録 1件につき 26,800円
- (ケ) 略
- (コ) 法第13条第4項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査
- a 規則第25条第1項第3号に規定する区分に係る製造業の許可(dに掲げるものを除く。) 1件につき  
50,700円
- b 規則第25条第1項第4号に規定する区分に係る製造業の許可(dに掲げるものを除く。) 1件につき  
48,100円
- c 規則第25条第1項第5号に規定する区分に係る製造業の許可(dに掲げるものを除く。) 1件につき  
24,400円
- d 略
- e 規則第25条第2項第1号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき  
48,100円
- f 規則第25条第2項第2号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき  
25,200円
- g 規則第25条第2項第3号に規定する区分に係る製造業の許可 1件に

- げるものを除く。) 1件につき  
90,300円
- b 規則第26条第1項第4号に規定する区分に係る製造業の許可(dに掲げるものを除く。) 1件につき  
85,400円
- c 規則第26条第1項第5号に規定する区分に係る製造業の許可(dに掲げるものを除く。) 1件につき  
47,600円
- d 略
- e 規則第26条第2項第1号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき  
85,400円
- f 規則第26条第2項第2号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき  
39,900円
- g 規則第26条第2項第3号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき  
33,600円
- h 規則第26条第3項第1号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき  
39,900円
- i 規則第26条第3項第2号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき  
33,600円
- (ク) 改正法附則第12条第9項の規定に基づく医薬品等の保管のみを行う製造所に係る、次に掲げる登録の申請に対する審査
- a 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第15号)第1条の規定による改正後の規則(ク及びケ)において「第1条改正新規則」という。)第25条第1項第5号に規定する区分(その製造工程のうち保管のみを行うものに限る。)に係る製造所の登録 1件につき  
38,000円
- b 第1条改正新規則第25条第2項第3号又は第3項第2号に規定する区分(その製造工程のうち保管のみを行うものに限る。)に係る製造所の登録 1件につき 26,800円
- (ケ) 略
- (コ) 法第13条第3項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査
- a 規則第26条第1項第3号に規定する区分に係る製造業の許可(dに掲げるものを除く。) 1件につき  
50,700円
- b 規則第26条第1項第4号に規定する区分に係る製造業の許可(dに掲げるものを除く。) 1件につき  
48,100円
- c 規則第26条第1項第5号に規定する区分に係る製造業の許可(dに掲げるものを除く。) 1件につき  
24,400円
- d 略
- e 規則第26条第2項第1号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき  
48,100円
- f 規則第26条第2項第2号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき  
25,200円
- g 規則第26条第2項第3号に規定する区分に係る製造業の許可 1件に



- つき 24,400円
- h 規則第25条第3項第1号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 25,200円
- i 規則第25条第3項第2号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 24,400円
- (サ) 法第13条の2の2第4項の規定に基づく医薬品等の保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査(規則第25条第1項第5号、第2項第3号又は第3項第2号に規定する区分に係る製造所の登録の更新に限る。) 1件につき 20,400円

(シ) 略

(ス) 法第13条第8項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の申請に対する審査

- a 規則第25条第1項第3号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 81,200円
- b 規則第25条第1項第4号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 77,000円
- c 規則第25条第1項第5号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 41,300円
- d 規則第25条第2項第1号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 77,000円
- e 規則第25条第2項第2号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 35,700円
- f 規則第25条第2項第3号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 30,800円
- g 規則第25条第3項第1号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 35,700円
- h 規則第25条第3項第2号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 30,800円

(セ) 略

(ソ) 法第14条第7項(同条第15項において準用する場合を含む。)又は第80条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法に対する調査(承認の取得前又は製造の開始前の調査に限る。)

- a 規則第25条第1項第3号に規定する区分に係る調査 1件につき 94,000円
- b 規則第25条第1項第4号に規定する区分に係る調査 1件につき 60,500円
- c 規則第25条第1項第5号に規定する区分に係る調査 1件につき 29,600円
- d 規則第25条第2項第1号に規定する区分に係る調査 1件につき 48,800円
- e 規則第25条第2項第2号に規定する区分に係る調査 1件につき 28,700円
- f 規則第25条第2項第3号に規定する区分に係る調査 1件につき 13,300円
- g 略

(タ) 法第14条第7項又は第80条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法に対する調査(承認の取得後又は製造の開始後

- つき 24,400円
- h 規則第26条第3項第1号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 25,200円
- i 規則第26条第3項第2号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 24,400円

(チ) 略

(ツ) 法第13条第6項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の申請に対する審査

- a 規則第26条第1項第3号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 81,200円
- b 規則第26条第1項第4号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 77,000円
- c 規則第26条第1項第5号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 41,300円
- d 規則第26条第2項第1号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 77,000円
- e 規則第26条第2項第2号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 35,700円
- f 規則第26条第2項第3号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 30,800円
- g 規則第26条第3項第1号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 35,700円
- h 規則第26条第3項第2号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 30,800円

(テ) 略

(ト) 法第14条第7項(同条第13項において準用する場合を含む。)又は第80条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品に対する調査(承認の取得前又は製造の開始前の調査に限る。)

- a 規則第26条第1項第3号に規定する区分に係る調査 1件につき 48,800円
- b 規則第26条第1項第4号に規定する区分に係る調査 1件につき 28,700円
- c 規則第26条第1項第5号に規定する区分に係る調査 1件につき 13,300円
- d 規則第26条第2項第1号に規定する区分に係る調査 1件につき 48,800円
- e 規則第26条第2項第2号に規定する区分に係る調査 1件につき 28,700円
- f 規則第26条第2項第3号に規定する区分に係る調査 1件につき 13,300円
- g 略

(ト) 法第14条第7項又は第80条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品に対する調査(承認の取得後又は製造の開始後の調査に限る。)

の調査に限る。)

- a 規則第25条第1項第3号に規定する区分に係る調査 1件につき 18,700円に調査に係る品目数に4,100円を乗じて得た額を加算した額
- b 規則第25条第1項第4号に規定する区分に係る調査 1件につき 131,800円に調査に係る品目数に2,500円を乗じて得た額を加算した額
- c 規則第25条第1項第5号に規定する区分に係る調査 1件につき 70,300円に調査に係る品目数に630円を乗じて得た額を加算した額
- d 規則第25条第2項第1号に規定する区分に係る調査 1件につき 104,300円に調査に係る品目数に2,000円を乗じて得た額を加算した額
- e 規則第25条第2項第2号に規定する区分に係る調査 1件につき 72,800円に調査に係る品目数に1,000円を乗じて得た額を加算した額
- f 規則第25条第2項第3号に規定する区分に係る調査 1件につき 39,200円に調査に係る品目数に300円を乗じて得た額を加算した額
- g 略

(f) 法第14条第15項の規定に基づく医薬品及び医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査

a～d 略

(v) 法第14条の2第1項の規定に基づく、医薬品の製造管理又は品質管理の方法が、法第14条第2項第4号に規定する厚生労働省令で定める基準(ウ)から(ト)までにおいて「省令基準」という。)に適合しているかどうかについての、次に掲げる同条第8項の製造工程区分(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令(令和3年厚生労働省令第17号。(ウ)及び(フ)において「区分省令」という。))において規定された医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分をいう。(ウ)及び(フ)において単に「製造工程区分」という。)ごとの確認の申請に対する法第14条の2第2項の規定による調査(ウ)及び(フ)において「医薬品等区分適合性調査」という。)

a～c 略

(f) 法第14条の2第1項の規定に基づく、医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法が、省令基準に適合しているかどうかについての、次に掲げる製造工程区分ごとの確認の申請に対する医薬品等区分適合性調査

a～c 略

(b) 法第14条の7の2第3項の規定に基づく、医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法が、省令基準に適合しているかどうかについての、次に掲げる区分ごとの確認の申請に対する同条第4項の規定による調査

- a 規則第25条第1項第3号に規定する区分に係る確認 1件につき 94,000円

- a 規則第26条第1項第3号に規定する区分に係る調査 1件につき 104,300円に調査に係る品目数に2,000円を乗じて得た額を加算した額
- b 規則第26条第1項第4号に規定する区分に係る調査 1件につき 72,800円に調査に係る品目数に1,000円を乗じて得た額を加算した額
- c 規則第26条第1項第5号に規定する区分に係る調査 1件につき 39,200円に調査に係る品目数に300円を乗じて得た額を加算した額
- d 規則第26条第2項第1号に規定する区分に係る調査 1件につき 104,300円に調査に係る品目数に2,000円を乗じて得た額を加算した額
- e 規則第26条第2項第2号に規定する区分に係る調査 1件につき 72,800円に調査に係る品目数に1,000円を乗じて得た額を加算した額
- f 規則第26条第2項第3号に規定する区分に係る調査 1件につき 39,200円に調査に係る品目数に300円を乗じて得た額を加算した額

g 略

(f) 法第14条第13項の規定に基づく医薬品及び医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査

a～d 略

(f) 改正法附則第12条第11項の規定に基づく、医薬品の製造管理又は品質管理の方法が、改正法第2条の規定による改正後の法(フ)及び(ク)において「第2条改正新法」という。)第14条第2項第4号に規定する厚生労働省令で定める基準(フ)から(ク)までにおいて「省令基準」という。)に適合しているかどうかについての、次に掲げる同条第8項の製造工程区分(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令(令和3年厚生労働省令第17号。(フ)及び(ク)において「区分省令」という。))において規定された医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分をいう。(フ)及び(ク)において単に「製造工程区分」という。)ごとの確認の申請に対する第2条改正新法第14条の2第2項の規定による調査(フ)及び(ク)において「医薬品等区分適合性調査」という。)

a～c 略

(v) 改正法附則第12条第11項の規定に基づく、医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法が、省令基準に適合しているかどうかについての、次に掲げる製造工程区分ごとの確認の申請に対する医薬品等区分適合性調査

a～c 略

(f) 改正法附則第12条第11項の規定に基づく、医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法が、省令基準に適合しているかどうかについての、次に掲げる区分ごとの確認の申請に対する第2条改正新法第14条の7の2第4項の規定による調査

- a 第1条改正新規則第25条第1項第3号に規定する区分に係る確認 1件につき 94,000円

b 規則第25条第1項第4号に規定する区分に係る確認 1件につき 60,500円

c 規則第25条第1項第5号に規定する区分に係る確認 1件につき 29,600円

d 規則第25条第2項第1号に規定する区分に係る確認 1件につき 48,800円

e 規則第25条第2項第2号に規定する区分に係る確認 1件につき 28,700円

f 規則第25条第2項第3号に規定する区分に係る確認 1件につき 13,300円

g 略

(イ) 略

(ロ) 法第40条の2第4項の規定に基づく医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 47,600円

(ハ) 法第40条の2第7項の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の申請に対する審査 1件につき 17,500円

(ニ) 政令第5条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可証、政令第37条の2第1項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可証、政令第43条の4第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証、政令第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可証、政令第16条の4第1項の規定に基づく保管のみを行う製造所に係る登録証又は政令第37条の9第1項(政令第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づく医療機器等の製造業の登録証若しくは医療機器の修理業の許可証の書換え交付 1件につき 2,000円

(ホ) 政令第6条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可証、政令第37条の3第1項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可証、政令第43条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証、政令第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可証、政令第16条の5第1項の規定に基づく保管のみを行う製造所に係る登録証又は政令第37条の10第1項(政令第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づく医療機器等の製造業の登録証若しくは医療機器の修理業の許可証の再交付 1件につき 2,900円

オ 略  
5～20 略

b 第1条改正新規則第25条第1項第4号に規定する区分に係る確認 1件につき 60,500円

c 第1条改正新規則第25条第1項第5号に規定する区分に係る確認 1件につき 29,600円

d 第1条改正新規則第25条第2項第1号に規定する区分に係る確認 1件につき 48,800円

e 第1条改正新規則第25条第2項第2号に規定する区分に係る確認 1件につき 28,700円

f 第1条改正新規則第25条第2項第3号に規定する区分に係る確認 1件につき 13,300円

g 略

(イ) 略

(ロ) 法第40条の2第3項の規定に基づく医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 47,600円

(ハ) 法第40条の2第5項の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の申請に対する審査 1件につき 17,500円

(ニ) 政令第5条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可証、政令第37条の2第1項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可証、政令第43条の4第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証、政令第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可証又は政令第37条の9第1項(政令第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づく医療機器等の製造業の登録証若しくは医療機器の修理業の許可証の書換え交付 1件につき 2,000円

(ホ) 政令第6条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可証、政令第37条の3第1項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可証、政令第43条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証、政令第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可証又は政令第37条の10第1項(政令第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づく医療機器等の製造業の登録証若しくは医療機器の修理業の許可証の再交付 1件につき 2,900円

オ 略  
5～20 略

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年8月1日から施行する。